

参議院で憲法審査会規程案が可決！ 憲法9条の改悪を許すな！

5月18日、参議院本会議において、民主、自民、公明党などの賛成多数で憲法審査会規定案が可決・制定されました。

憲法審査会とは、憲法改定の原案を審議する審査会です。憲法の改正には衆参両院で3分の2以上の賛成で発議し、国民投票で過半数の承認を得る必要があります。そして、国民投票法には、その具体的な手続きが定められており、その中に憲法審査会の設置も明記されています。

改憲原案は衆院で100人以上、参院で50人以上の議員の賛成で国会に提出できます。憲法審査会は、その改憲原案を審議し、出席議員の過半数の賛成で可決し本会議にかけられることとなります。

今回、制定された規程では、審査会の委員数など実質的に審査会を動かすのに必要なルールを決めたことになり、国民投票法を行う地ならしがなされたと言えます。つまり、憲法9条の改悪にまた一歩近づくことを意味するのです。憲法9条改悪反対の声を上げて行きましょう。

東日本大震災や原発事故のせいで、いま何が起きているのか！

東京新聞5/19 2011年(平成23年)5月19日(木曜日) 12版 総合 6

参院憲法審査会の規程制定



憲法審査の運営手続きを定めた規程を賛成多数で可決、制定した参院本会議。18日午前、国会で。

憲法をめぐる動き

2000年 1月	衆参両院に憲法調査会を設置
02年11月	衆院憲法調査会が中間報告取りまとめ
05年 4月	衆院憲法調査会が最終報告。9条をめぐる「憲法上の措置を否定しない意見が多数」と明記
07年 5月	自民、公明両党の強行採決で国民投票法が成立。衆参両院に憲法審査会を設置する条項も盛り込まれる
09年 6月	衆院憲法審査会規程が自民、公明両党の与党単独で可決、制定
10年 5月	国民投票法が施行。憲法審査会による憲法改正原案の発議が可能に
11年 5月	参院憲法審査会規程が民主、自民、公明各党などの賛成多数で可決、制定

議論開始 気配なし

の規程は委員の数など、同が必要となる憲法改定審査会を動かすのには、党派を超えた合意を要する。衆院の審議は、衆参両院に設置されたという憲法調査会にさかのぼる。当時のさして申す。これを四十五人で構成される。国民投票法制定を推進し、進め、各党に不信感を残す。改憲派から護憲派まで同じテーマで議論がなされる。参院では、開かずの間となつてしまった。

参院憲法審査会規程は、衆院憲法審査会規程を基本とし、国民投票法は、その具体的な手続きが定められており、その中に憲法審査会の設置も明記されています。

改憲原案は衆院で100人以上、参院で50人以上の議員の賛成で国会に提出できます。憲法審査会は、その改憲原案を審議し、出席議員の過半数の賛成で可決し本会議にかけられることとなります。

今回、制定された規程では、審査会の委員数など実質的に審査会を動かすのに必要なルールを決めたことになり、国民投票法を行う地ならしがなされたと言えます。つまり、憲法9条の改悪にまた一歩近づくことを意味するのです。憲法9条改悪反対の声を上げて行きましょう。

国民投票法成立時 合意づくり軽視響く

会規程はできた。衆院憲法審査会規程は麻生政権下で政權交代直前に自民、公明両党が駆け込みで制定した。今回の参院の規程は民主も賛成したが、参院で与党が過半数を占める「わじり国会」で仕方なく成した側面は否めない。規程はできて、両院の審査会とも委員すら決められないのが現実だ。

憲法論議はいつなるのか。民主党内は改悪をめぐり賛否が割れている。参院の規程の採決でも五人が棄権した。政権基盤の弱つた菅政権下では避けたいテーマで、議論が始まる気配はない。東日本大震災を受け改憲派からは危機管理規定を憲法に明記すべきだとの意見もあるが、いま憲法問題が大きな政治課題とは考えにくい。